平成２９年（フ）第５１３９号
大阪府寝屋川市池田１丁目10番60号
債務者　イシバシ　コア　サービス（ＩＣＳ）こと　石橋　義人
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２４５号
大阪府吹田市山田東４丁目41番３―1012号、前住所大阪市淀川区宮原１丁目７番２―607号
債務者　田子森隆樹
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３２０号
大阪府東大阪市上四条町21番４号、前住所大阪府東大阪市上四条町12番12号
債務者　東中　勇介
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３８２号
大阪市都島区毛馬町２丁目10番24号　アムズ城北　302号
債務者　木村　浩也
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７４５号
大阪府八尾市恩智中町２丁目147番地
債務者　足立　哲也（旧姓埜森）
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４６号
大阪市平野区長吉六反５丁目８番19―107号
債務者　祷　　清利
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７７号
大阪府寝屋川市香里西之町13番22号
債務者　中井　卓也
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３５号
大阪市東淀川区上新庄２丁目２番19号　プレアール上新庄Ⅲ　208号
債務者　眞鍋　　淳
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６３号
大阪市住吉区帝塚山東２丁目１番35号　帝塚山特別養護老人ホーム　玲風苑
債務者　吉田日出子
法定代理人成年後見人　杉野　崇太
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６５号
大阪市都島区都島本通２丁目13番22号　大阪市立総合医療センター内、住民票上の住所大阪市旭区赤川４丁目７番18号
債務者　中﨑　弘樹
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８０号
大阪府東大阪市若江北町２丁目８番30―501号
債務者　池田　　清
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８２号
大阪市天王寺区上本町６丁目７番21―201号、前住所大阪市天王寺区上本町６丁目９番９―801号
債務者　九里　伸二
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８４号
大阪府東大阪市長田西４丁目３番15号　第２コーポ春日荘　406号
債務者　前田智恵子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２００号
大阪市東住吉区矢田１丁目１番３―806号
債務者　河林　宏司
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０１号
大阪市生野区田島５丁目21番17号
債務者　三谷　　誠
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０６号
香川県高松市瓦町２丁目１番地２　ツムラビル402
債務者　馬場　知穂
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３号
長崎県長崎市上小島４丁目19番25号　浜崎アパート102
債務者　小森　孝光
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　長崎地方裁判所民事部破産係